



「ファイアウォールシステムのリプレイス、移行
及び保守業務」に係る一般競争入札

(総合評価落札方式)

入札説明書

2017年3月16日

独立行政法人情報処理推進機構

目 次

I. 入札説明書	3
II. 契約書（案）	16
III. 仕様書	25
IV. 入札資料作成要領及び評価手順	36
V. 評価項目一覧	48

I. 入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構の請負契約に係る入札公告（2017年3月16日付け公示）に基づく入札については、関係法令並びに独立行政法人情報処理推進機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 作業の名称 ファイアウォールシステムのリプレース、移行及び保守業務
- (2) 作業内容等 別紙仕様書のとおり。
- (3) 履行期限 別紙仕様書のとおり。
- (4) 入札方法 落札者の決定は総合評価落札方式をもって行うので、
 - ① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「5. (4) 提出書類一覧」に記載の提出書類を提出すること。
 - ② 上記①の提出書類のうち提案書については、入札資料作成要領に従って作成、提出すること。
 - ③ 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積るものとする。入札金額は、「ファイアウォールシステムのリプレース、移行及び保守業務」に関する総価とし、総価には本件業務に係る一切の費用を含むものとする。
 - ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ⑤ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできないものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (4) 平成28・29・30年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」又は「B」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、当入札説明書及び独立行政法人情報処理推進機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、当機構が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 入札に関する質問の受付等

- (1) 質問の方法
質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。
- (2) 受付期間
2017年3月16日（木）から2017年3月27日（月） 17時00分まで。
なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。
- (3) 担当部署
13. (4) のとおり

5. 入札書等の提出方法及び提出期限等

- (1) 受付期間
2017年4月3日（月）から2017年4月5日（水）。
持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日は除く）の10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）とする。ただし、4月5日（水）は12時00分までとする。
- (2) 提出期限
2017年4月5日（水）12時00分必着。
上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。
- (3) 提出先
13. (4) のとおり。
- (4) 提出書類一覧

No.	提出書類		部数
①	委任状（代理人に委任する場合）	様式 2	1 通
②	入札書（封緘）	様式 3	1 通
③	提案書	—	5 部及び 電子ファイル
④	添付資料（2 種類） 「IV. 入札資料作成要領及び評価手順」を参照のこと		5 部
⑤	補足資料（任意）		5 部
⑥	評価項目一覧	—	5 部
⑦	最新の納税証明書（その 3 の 3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）の原本又は写し	—	1 通
⑧	平成 28・29・30 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し	—	1 通
⑨	提案書受理票	様式 4	1 通

- (5) 提出方法
 - ① 入札書等提出書類を持参により提出する場合
入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（13. (4) の担当者名）を記載するとともに「ファイアウォールシステムのリプレース、移行及び保守業務 一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類一式と併せ封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（13. (4) の担当者名）を記載し、かつ、「ファイアウォールシステムのリプレース、移行及び保守業務 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。
 - ② 入札書等提出書類を郵便等（書留）により提出する場合
二重封筒とし、表封筒に「ファイアウォールシステムのリプレース、移行及び保守業務 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。
- (6) 提出後
 - ① 入札書等提出書類を受理した場合は、提案書受理票を入札者に交付する。なお、受理した提案書等は評価結果に関わらず返却しない。

6. 開札の日時及び場所

- (1) 開札の日時
2017年4月10日（月）14時30分
- (2) 開札の場所
東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階
独立行政法人情報処理推進機構 会議室C

7. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8. 落札者の決定方法

独立行政法人情報処理推進機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、当機構が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

9. 入札保証金及び契約保証金全額免除

10. 契約書作成の要否 要（Ⅱ. 契約書 契約書（案）を参照）

11. 支払の条件

契約代金は、業務の完了後、当機構が適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払うものとする。

12. 契約者の氏名並びにその所属先の名称及び所在地

〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構 理事長 富田 達夫

13. その他

- (1) 入札者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 入札結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。
- (3) 落札者は、契約締結時までに入札内訳書を提出するものとする。
- (4) 仕様書に関する照会先、入札に関する質問の受付、入札書類の提出先
〒113-6591
東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構 総務部システム管理グループ 担当：藤安、福本
TEL：03-5978-7519
E-mail：sysg-kobo@ipa.go.jp
なお、直接提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス13階の当機構総合受付を訪問すること。
- (5) 入札行為に関する照会先
独立行政法人情報処理推進機構 財務部 管理グループ 担当：逸見、今木
TEL：03-5978-7502
E-mail：fa-bid-kt@ipa.go.jp

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)
に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(様式 1)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 総務部システム管理グループ 担当者殿

質 問 書

「ファイアウォールシステムのリプレース、移行及び保守業務」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

<質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) P○
項目名	例) ○○概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、IPAのホームページに公表する。(電話等による個別回答はしない。) また、質問者自身の既得情報(特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、公表しない。

(様式 2)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名
(又は代理人)

印

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、「ファイアウォールシステムのリプレース、移行及び保守業務」の入札に関する一切の権限を委任します。

代理人(又は復代理人)

所在地

所属・役職名

氏名

使用印鑑



(様式 3)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は代理人、復代理人氏名)

印

入 札 書

入札金額 ¥ _____

件名 「ファイアウォールシステムのリプレース、移行及び保守業務」

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ、入札いたします。

独立行政法人情報処理推進機構入札心得

(趣 旨)

第1条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程、入札説明書及び独立行政法人情報処理推進機構電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用する場合における電子申請マニュアル（以下「マニュアル」という。）に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。
2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、次の各号に定める方法により、入札を行わなければならない。
(1) 直接入札又は郵便等入札 入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。
(2) 電子入札 入札者は、電子入札システムを利用して入札金額を含む入札データを送信しなければならない。

(入札書等の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書又は入札データ（以下「入札書等」という。）に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(直接入札)

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあつては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。
2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(郵便等入札)

第7条 郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあつては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。
2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

(電子入札)

第8条 電子入札を行う場合は、電子入札システムのマニュアルに定めるデジタル証明書の取得を行い、公告、公示又は通知書に示した時刻までに電子入札を行わなければならない。この場合において、入札者に求められる競争参加資格を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、電子入札とは別に競争参加資格を満たすことを証明する証書等を提出しなければならない。

(代理人の制限)

第9条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

（条件付きの入札）

第10条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

（入札の取り止め等）

第11条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（入札の無効）

第12条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開 札）

第13条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

（調査基準価格、低入札価格調査制度）

第14条 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - (2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

（落札者の決定）

第 15 条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあつては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が当機構会計規程第 29 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値が最も高かった者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

（再度入札）

第 16 条 直接入札又は郵便等入札にあつては、開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 3 電子入札にあつては、開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、契約担当職員等の指定する時刻に再度入札を行う。
- 4 前項において、入札者又は代理人は、開札時に電子入札システムを立ち上げたパソコンで開札の状況を確認し、速やかに再度入札ができるようにしなければならない。

（同価又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

第 17 条 最低価格落札方式にあつては、落札となるべき最低価格の入札をした者が二者以上あるときは、電子入札システムのくじ引き機能（乱数によるランダム選択）をもって落札者を決定する。また、総合評価落札方式にあつては、同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第 13 条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第 18 条 落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から 5 日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第 19 条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第 20 条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出若しくは電子入札をもって誓約します。

(参 考)

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

Ⅱ. 契約書 (案)

20〇〇情財第 xx 号

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「ファイアウォールシステムのリプレース、移行及び保守業務」に関する請負契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別紙の仕様書及び提案書に基づく業務（以下「請負業務」という。）を本契約に従って誠実に実施し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（再請負の制限）

第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならぬ。

3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

（責任者の選任）

第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。

2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（納入物件及び納入期限）

第4条 乙は、別紙の仕様書に定めるリプレース及び移行作業に関する納入物件等（以下「納入物件」という。）を2017年8月31日（以下「納入期限」という。）までに甲に納入するものとする。

2 納入物件の引き渡しを終了した日をもって、所有権移転の時期とする。

3 別紙仕様書に定める保守サポート等（以下「保守サポート」という。）の期間は、2017年9月1日から2018年8月31日までとする。

（契約金額）

第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

なお、納入物件に係る金額は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇〇, 〇〇〇円）とし、保守サポートに係る金額は、年額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇〇〇, 〇〇〇円）、とする。

（権利義務の譲渡）

第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実地調査）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。

2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(検査)

- 第8条 甲は、第4条第1項の規定により納入物件の納入を受けた日から30日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって直ちに乙に通知する。
- 2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。
 - 3 請負業務のうち、リプレース及び移行作業は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。この場合、甲は、完了を確認するために請負業務の完了通知書を乙に交付する。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。
 - 5 乙は、第4条第3項の規定による保守サポート期間終了後、当該期間の業務の終了を7営業日以内に甲に報告し、甲の検査を受けなければならない。
 - 6 甲は、乙から前項の報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
 - 7 請負業務のうちシステム保守サポートに係る業務については、前項による検査に合格したときをもって業務を完了したものとみなす。
 - 8 乙は、第5項及び第6項の規定による検査の結果、不合格のものについては、甲の指示に従い、乙の負担において遅滞無く手直しをし、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。

(瑕疵の補修)

- 第9条 甲は、前条第3項の規定によるリプレース及び移行作業の完了日から1箇年以内に納入物件に瑕疵その他の不具合（以下「瑕疵等」という。）があることを発見したときは、乙に対して相当の期限を定めて、その瑕疵等を無償で補修させることができる。なお、保守サポートについても同様とする。

(対価の支払及び遅延利息)

- 第10条 甲は、第8条第3項若しくは第7項の規定による各々の業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。
- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号））によって、遅延利息を支払うものとする。

(遅延損害金)

- 第11条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。
- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

- 第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。ただし、次条による解除権の行使は妨げないものとする。
- 一 仕様書その他契約条件の変更。
 - 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
 - 三 税法その他法令の制定又は改廃。
 - 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対する通知をもって、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までに完了する見込みがないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があつ

たとき。

四 乙が破産宣告を受け、その他これに類する手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと甲が認めたとき。

六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。

2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約の全部又は一部を無償解除することができる。

4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。

5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った通常かつ直接の損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。

2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

（違約金及び損害賠償金の遅延利息）

第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

（秘密保持及び個人情報）

第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

3 前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（納入物件の知的財産権）

第17条 納入物件に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、本契約の履行過程で生じた発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。

2 納入物件に、乙又は第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、乙は甲に対して非独占的な実施権、使用权、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなす。なお、その対価は契約金額に含まれるものとする。

3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、納入物件に関する著作権者人格権、及び納入物件に対する著作権法第28条の権利、その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

（知的財産権の紛争解決）

第18条 乙は、納入物件に関し、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項

について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項の知的財産権に関して権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任負担において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
- 3 第9条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、前各号の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（成果の公表等）

- 第19条 甲は、請負業務完了の日以後、本契約に係る成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。
- 2 甲は、前項の規定に関わらず、乙の書面による承認を得て、請負業務完了前に成果の公表等を行うことができる。
 - 3 乙は、成果普及のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
 - 4 乙は、甲の書面による承認を得た場合は、本契約に係る成果を公表等することができる。この場合、乙はその方法、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
 - 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を表示しなければならない。
 - 6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（協議）

- 第20条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

（その他）

- 第21条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

（談合等の不正行為による契約の解除）

- 第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
 - 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
 - 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

- 第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。
- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
 - 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
 - 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

- 第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか

否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代

表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

20〇〇年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

- 第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
- 2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

- 第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

- 第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。
- 2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
 - 3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

Ⅲ. 仕様書

「ファイアウォールシステムのリプレース、移行 及び保守業務」

(仕 様 書)

独立行政法人 情報処理推進機構

1 はじめに

1.1 目的

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、IPAにおけるコミュニケーションの円滑化、各種情報の共有等による業務効率の向上、及び高度化を推進するため、IPAにネットワークシステム（以下「IPA インフラネットワークシステム」という。）を構築し、インターネットを利用した情報等の発信及び外部情報サービスの利用環境を提供している。

IPA インフラネットワークシステムでは、インターネットとの間の通信を制限し、インターネットからの不正なアクセスを防御する目的でファイアウォールシステムを導入している。

本件はファイアウォールシステムのリプレース、移行作業及び保守業務を目的とした調達である。

1.2 用語の定義

No	用語	定義	補足
01	ファイアウォールシステム	IPA インフラネットワークシステムと外部のインターネットとのネットワークの境界部分に設置されるファイアウォールサーバ、およびファイアウォールサーバの管理機能、通信ログのリアルタイム蓄積機能と参照・抽出機能等を提供するシステム。	本調達では、ファイアウォールサーバはサーバとソフトウェアをセットで提供する専用装置（アプライアンス）とする。
02	システム管理者	ファイアウォールシステムを含む、IPA インフラネットワークシステムを運用・管理する権限を有する役職員又はその代行者。	
03	フィルタリングルール	ファイアウォールサーバによって通信を制限（許可、拒否等）するためのルール。	
04	通信ログ	ファイアウォールサーバが検出した通信に関するログ。	遮断ログ、通過ログなど。
05	業務用 PC	役職員が業務利用する PC。	OS は Windows。

1.3 ファイアウォールシステムに関する業務の概要

(1) 運用特性

ファイアウォールシステムの運用は、システム管理者が実施する IPA システム統合運用管理業務の 1 つとして行われる。

システムの稼働は原則 365 日 24 時間。システム管理者による運用作業は、障害対応やサービスに影響のある作業などを除き、原則 IPA の通常勤務時間帯である平日の 9 時 30 分から 18 時 15 分に行うことを想定している。

(2) 業務の実施手順

システム管理者によるファイアウォールシステムに関する主な業務の実施手順は、以下のとおり。

- ① フィルタリングルールを含むシステム設定や機器の状態確認等を、システム管理機能で実施する。
- ② 蓄積した通信ログの参照や抽出等を、通信ログ表示機能で実施する。
- ③ 通信ログを常時確認する運用はしないが、設定を行うことで、任意のフィルタリングルールに基づくフィルタをファイアウォールサーバが実行又は検出した際に、通知により把握する。
- ④ 構成するサーバ類の設定情報や通信ログに関するバックアップ処理を、設定し実施する。
- ⑤ システムの不具合情報を通知などにより把握し、IPA インフラネットワークシステムに影響を与えていないことを確認するとともに、保守サポート窓口に連絡し復旧にあたる。
- ⑥ 構成するサーバ類やソフトウェアに関する修正プログラム等が公開された場合、これらの修正プログラム等が通常はサービスに支障をきたさないことを保守サポート窓口を確認したうえで、修正プログラム等の適用作業を実施する。

(3) 環境条件

現在のファイアウォールシステムは、以下のような環境となっている。

- ① ファイアウォールアプライアンスは、フォーティネット社製の Fortigate (FortiOS 5) を 3 台使用している。
- ② WAN 用 L3 スイッチにて OSPF ロングストマッチで冗長化したインターネットへのアク

セス回線 2 本に対し、それぞれ 1 台ずつファイアウォールアプライアンスを設置している（以降はこれらをアプライアンス A および B と呼称する）。いずれも WAN、LAN に加えて DMZ への接続を有しており、各ネットワークインターフェイスは LACP を用いてリンク集約している。また DMZ への接続は VLAN サブインターフェイス機能によるレイヤ 3 トランクである。なお、アプライアンス A と B は Fortigate の HA 機能による冗長化を組んでおらず、別ファイアウォールポリシーを実行している。また、優先アクセス回線（主経路）の選択はポリシルーティングを用いており、アプライアンス A はアクセス回線 1 を、アプライアンス B はアクセス回線 2 を主経路としているが、回線障害時には主経路をフェイルオーバーさせる仕様である。

- ③ インターネットへの非常用回線に対し、ファイアウォールアプライアンス 1 台を設置している（以降はこれをアプライアンス C と呼称する）。WAN、LAN に加えて DMZ への接続を有しており、各ネットワークインターフェイスは LACP を用いてリンク集約している。また DMZ への接続は VLAN サブインターフェイス機能によるレイヤ 3 トランクである。
- ④ アプライアンスが接続するのはシスコシステムズ社製およびデル社製のスイッチである。
- ⑤ それぞれのアプライアンスに設定されているファイアウォールポリシー数は下記の通り。
 - アプライアンス A : 250 個弱（うち NAT 有効なポリシーは 70 個強）
 - アプライアンス B : 150 個弱（うち NAT 有効なポリシーは 10 個以下）
 - アプライアンス C : 50 個弱（うち NAT 有効なポリシーは 10 個以下）
- ⑥ それぞれのアプライアンスには 5500 個弱のアドレスオブジェクトを設定している。アドレスオブジェクトには IP アドレス（レンジ指定のものを含む）と FQDN の場合があり、うち約 5000 個は接続ブロック運用のために登録している。
- ⑦ それぞれのアプライアンスの 1 日あたりのログ件数はおおよそ下記の通り。
 - アプライアンス A : 250 万件
 - アプライアンス B : 60 万件
 - アプライアンス C : 3 万件
- ⑧ ログの解析にはフォーティネット社製の FortiAnalyzer を使用しているほか、サードパーティベンダの SIEM 製品(McAfee Enterprise Security Manager)を使用している。
- ⑨ アプライアンス C では SSL-VPN 機能を利用している。SSL-VPN の想定利用者は最大 150 名である。

1.4 作業内容及び納入物件

(1) リプレース及び移行作業

- ① リプレース及び移行作業に関する役務
 - 下記の a.~e. の各作業を行い、2017 年 8 月 31 日までに f. のシステム引き渡しを完了すること。
 - a. 設計書作成作業
 - 要件を満たす基本項目／詳細項目等を記載した設計書の作成作業
 - b. ハードウェア等の設定／構築
 - 要件を実現するハードウェアやソフトウェア等への設計書に基づいた設定作業、IPA サーバルーム内への設置等構築作業
 - c. 機能等に関する試験計画と試験実施
 - 設計書で定義した機能が本番環境において有効であることを実証するための試験の計画及び試験計画書の作成、試験計画書に基づく試験の実施、全ての試験が問題なく終了したことを記録した試験結果報告書の作成作業
 - d. 各種マニュアルの提供／システム管理者への教育
 - システム管理者が 1.3(2)項に記載したような業務を行うための日本語マニュアルの提供（メーカーから提供されるものでも構わない）、マニュアルに基づく教育
 - e. 移行作業
 - 現システムからの切り替え作業
 - （移行作業の内容については「8.2 移行・導入作業」を参照）
 - f. ファイアウォールシステムの引き渡し
- ② リプレース及び移行作業に関する納入物件と納入期限
 - a. 納入物件

- | | | |
|----|--------------------------|----|
| a) | 導入するハードウェア／ソフトウェア | 一式 |
| b) | 保証書、ライセンス証書（又はそれらに代わる資料） | 一式 |
| c) | ハードウェア一覧及び仕様書 | 一式 |
| d) | ソフトウェア一覧及び仕様書 | 一式 |
| e) | サーバ構成図及びネットワーク構成図 | 一式 |
| f) | 設計書 | 一式 |
| g) | 試験結果報告書 | 一式 |
| h) | システム管理者向け各種マニュアル | 一式 |
| i) | セキュリティ設計に係る報告書 | 一式 |
- ※ 納入するハードウェアは新品であること。
- ※ 上記 c)～i) に示す書類は、内容等について IPA と事前に協議し、協議内容が反映されていることの確認を受けること。また、IPA が指定するファイル形式で電子媒体（CD-R 等）に記録し、納入すること。
- ※ 納入物件に挙げる以外の成果物についても、適宜 IPA に提出することとする。
- b. 上記物件の納入期限
2017年8月31日
- (2) 保守サポート業務（保守サポート内容については「8 保守要件」を参照）
- ① 保守サポート期間
2017年9月1日から2018年8月31日
- ② 保守サポートに関する納入物件及び納入時期
- a. 納入物件
年間保守サポート作業の完了を報告する書面（具体的な様式は、協議により決定）
- b. 上記物件の納入期限
業務終了後、7営業日以内に提出

2 ファイアウォールシステムの要件

2.1 環境要件

- (1) リプレース後のファイアウォールサーバ構成は、3本あるインターネットへの回線（アクセス回線2本、非常用回線1本）を集約したアクティブ-アクティブ方式の冗長化構成とすること。2台はいずれも同じ製品・型番とすること。現在のファイアウォールサーバに設定されている情報やルール等（サーバのネットワーク関連情報、ルーティングルール、フィルタリングルール、ネットワークアドレス変換ルールを含む）を考慮し、導入するファイアウォールサーバへ移行すること。関連する既存サーバへの影響は最小限にすること。
- (2) 導入するファイアウォールサーバは、サーバとソフトウェアをセットで提供する専用装置（アプライアンス）とすること。
- (3) ファイアウォールサーバは、ファイアウォール機能を利用できる 10/100/1000Base-T の全二重 Ethernet 通信が可能なポート（コネクタ形状は RJ-45）を 8 ポート以上提供し、各ポートを任意のネットワークに割り当てられること。なお、ログ取得などのために占有されるポートが必要な場合は、上記のポート数に含めずに必要数を用意すること。
- (4) 導入するファイアウォールサーバ製品は、官公庁等のネットワークに導入し 3 年以上継続利用した実績を有する製品であること。（異なる型番や古いバージョンでも構わない）

2.2 機能要件

- (1) ファイアウォール機能
ステートフルインスペクション技術を採用したファイアウォール機能を有すること。
- (2) ネットワークアドレス変換機能
アドレス変換機能（NAT）及びポート番号変換機能（NAPT）を有すること。
- (3) ルーティング機能
スタティックルーティング、およびダイナミックルーティング（RIPv1/v2）に対応していること。
- (4) システム管理機能

システム管理者が使用している業務用 PC から、システムで通常必要となる設定や状態表示を行うための、GUI によるシステム管理機能を提供すること。ファイアウォールサーバ自身に GUI によるシステム管理機能がない場合は、別にファイアウォールシステム管理用としてサーバを用意すること。

- (5) 通信ログ表示機能
システム管理者が使用している業務用 PC から、ファイアウォールシステムがリアルタイムで蓄積している通信ログの参照や抽出を行うための、GUI による通信ログ表示機能を提供すること。表示項目には、Source IP アドレスと Destination IP アドレス及びそれぞれのポート番号、プロトコル情報、フィルタリングルール実施内容等を含むこと。
- (6) 通知機能
システム管理者が設定することにより、ファイアウォールサーバが任意のフィルタリングルールに基づくフィルタを実行又は検出した場合、メールや SNMP によりシステム管理者に通知できること。
- (7) 通信ログ蓄積機能
本件ファイアウォールシステムリプレース以降の通信ログについて、2 年間分以上の通信ログをファイアウォールシステム上の機器に蓄積すること。蓄積するログは圧縮などをして構わないが、その場合も通信ログ表示機能を用いて容易に利用できること。必要であれば、蓄積用のサーバ類を含む構成とすること。なお、リプレース前まで使用しているファイアウォールシステムに関する過去の通信ログの蓄積及び表示については、本件調達の範囲で実現できなくても構わない。加えて、当機構に配置している SIEM と連携し、Syslog 形式のログを SIEM へ蓄積できること。
- (8) リンクアグリケーション機能
ファイアウォールシステムと DMZ スイッチ間/基幹スイッチ間の経路は、可用性を確保した接続ができること。
- (9) VLAN トランク機能
トランク接続機能を利用した VLAN ルーティングができること。
- (10) ポリシールーティング機能
インターネット回線毎に、ポリシーに基づいたデータパケットの転送およびルーティングができること。
- (11) ロードシェアリングまたは HA 機能
アクティブ-アクティブ方式の冗長化構成ができること。
- (12) API 連携による動的宛先ブロック機能
当機構に配置している SIEM 等のセキュリティ機器と API 連携し、遮断等制御ができること。加えて、遮断等制御時には、平常時のポリシーではなく、一時的なポリシーを利用した制御ができること。
- (13) SSL-VPN 機能
当機構で使用しているワンタイムパスワード製品(パソロジック方式)とシングルサインオンができること。SSL/TLS 暗号スイートは、電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト) に準拠した暗号を用いていること。なお、導入するファイアウォールサーバに本機能を有していない場合、別途 SSL-VPN 製品を配置する構成も可とし、当該方式における SSL-VPN 製品については、冗長化構成は不要とする。
- (14) 不正侵入検知/防御機能
ネットワークを経由した不正なアクセスに対する侵入防止機能、検知機能を有すること。なお、本件リプレース時点においては侵入検知機能を利用し、侵入防止機能は利用しない。
- (15) IP ブロック機能
指定したアドレスオブジェクト (IP アドレス (レンジ指定のものを含む)、FQDN 等) に対して、接続ブロックができること。アドレスオブジェクト数は、10,000 個以上登録できること。なお、導入するファイアウォールサーバに登録できるアドレスオブジェクト数が満たしていない場合、別途、透過型 IP フィルタリング製品を配置することも可とする。但し、冗長化構成が機能するように配置すること。
- (16) Web セキュリティ機能
アプリケーション層への DoS/DDoS 攻撃等へのセキュリティ対策機能を有し提供すること。
- (17) 不正アクセス検知自動化機能

高度標的型攻撃等の不正アクセスに関する検知を自動化するための機能を有すること。なお、導入するファイアウォールサーバに本機能を有していない場合、別途、機械学習搭載型セキュリティシステム又はサービスを配置し連携させることも可とする。加えて、本件ファイアウォールシステムとの連携のみならず、当機構に配置している SIEM や共通基盤システムと連携させて自動遮断を実現するための検証を行うこと。

2.3 信頼性・事業継続性要件

- (1) 「2.2 機能要件 (4) システム管理機能」において別にファイアウォールシステム管理用としてサーバを用意する場合、そのシステム管理用サーバは、障害によりすべてのファイアウォールの管理が滞ることのないよう冗長構成とすること。
- (2) 通信ログ蓄積機能において、通信ログデータを記憶する装置が 1 つ故障した場合でも、最新の通信ログが消失しないための可用性を備えること。具体的には、記憶装置の RAID1 構成や通信ログ蓄積機器自体の冗長構成、又はリストア可能な通信ログデータを同時に別媒体に退避させる等の対策を行うこと。
- (3) 通信ログ蓄積機能により蓄積された通信ログは、1 日 1 回外部の記憶媒体（リムーバブルメディアでなくても構わない）に自動（無人運転）でバックアップを行うこと。差分バックアップを併用する場合は、週に 1 度はフルバックアップを行うこと。ログを蓄積している機器の可用性を保った状態でバックアップできること。バックアップの運用状況（成否）が監視できること。バックアップした通信ログをリストアし、通信ログ表示機能を用いて参照できること。
バックアップに用いる外部の記憶媒体は、運用に必要な分量とすること。なお、記憶媒体に磁気テープなどを用いる場合、将来の消耗による交換分については考慮する必要はない。
- (4) 無停電電源装置を導入し、入力電源に停電等の異常が発生しても 5 分以上はファイアウォールシステムを稼働できること。導入したサーバが対応している場合は、別途指定する時間を超えて入力電源異常が継続した際に、自動でサーバを正常終了させる機能を提供すること。
- (5) 導入するサーバ類については、自身の稼働状況及びネットワークの接続状態に関し、障害管理（予防検出を含む）情報、性能管理情報等を収集し、提供すること。具体的には、検知した障害情報をメールで通知する機能、障害管理情報や性能管理情報を SNMP で通知する機能、等を提供すること。
- (6) 導入するサーバ類の障害等によるデータ消失に備え、サーバ類に関する設定情報のデータバックアップ及びリカバリーができること。稼働中のサービスを停止することなく、データバックアップ処理ができること。
- (7) 導入するファイアウォールサーバについては、故障などにより機器の入れ替えが発生した場合に、バックアップデータを用いる等により速やかに再セットアップすることが可能であること。
- (8) 障害発生等により片系のファイアウォールサーバが停止しても、運用を継続できること。また、ファームウェアアップデート作業等においても、両系を同時停止させず運用を継続しながら、片系ずつ切り離して作業が行えること。但し、片系切り替え時の瞬断は、可とする。

2.4 性能要件・拡張性

- (1) ファイアウォールサーバのファイアウォールスループットは、4Gbps 以上であること。
- (2) ファイアウォールサーバが同時に処理できるセッション数は、500,000 以上であること。
- (3) ファイアウォールサーバが 1 秒間に新規に接続できるセッション数は、10,000 以上であること。
- (4) ファイアウォールにアクセスするユーザ数の制限がないこと。
- (5) ファイアウォールサーバは、フィルタリングルールは 1,000 件以上、ネットワークアドレス変換ルールは 100 件以上設定できること。
- (6) ファイアウォールサーバの SSL-VPN 機能の利用可能ユーザ数は、最大 150 ユーザ数以上であること。また、同時接続は最大 50 ユーザとする。
- (7) ファイアウォールサーバの不正侵入検知/防御機能のスループットは、500Mbps 以上であること。
- (8) ファイアウォールサーバの Web セキュリティ機能の 1 秒間に接続できるセッション数は、5,000 以上であること。

- (9) IPv4とIPv6の両方のプロトコルに対応しており、デュアルスタック機能を有していること。
- (10) IPv6の通信についてもフィルタリングできること。
- (11) IPv6の通信についても通信ログ表示機能、通信ログ蓄積機能を提供すること。
- (12) ファイアウォールサーバはIPv6 Forumの「IPv6 Ready Logo 認証」を取得していることが望ましい。【任意】
- (13) ファイアウォールサーバはIPv4とIPv6のフィルタリング機能を有効にしても、2.4(1)、(2)、(3)、(7)、(8)の性能が劣化しないことが望ましい。【任意】
- (14) 通信ログ蓄積機能において、通信ログの増加により、ファイアウォールサーバが機能停止等の障害を引き起こすことのない性能・機能を持つ装置を提供すること。

2.5 規模要件

「2.1 環境要件」、「2.2 機能要件」、「2.3 信頼性・事業継続性要件」及び「2.4 性能要件・拡張性」で示した基準以上でのファイアウォールサービスの提供が可能なシステムであること。

2.6 情報セキュリティ要件

設計・構築前にセキュリティ対策をIPAに提示し、承認を得てから作業を行うこと。

(1) 権限要件

ファイアウォールシステムの設定変更や通信ログの確認等でファイアウォールシステムにアクセスする利用者に対し、IDとパスワードによる主体認証機能を提供すること。パスワードは、文字の種類や組み合わせ、桁数等のパスワード設定条件を利用者に守らせる機能を有すること。

(2) ネットワークセキュリティ要件

- ① ファイアウォールシステムの設定変更や通信ログの確認等でファイアウォールシステムにアクセスする利用者に対し、通信の暗号化等セキュアな通信を使用する設定がなされていること。
- ② 導入するサーバ類は、IPAが指定するNTPサーバを利用した時刻同期機能を提供すること。

(3) システムセキュリティ要件

- ① ファイアウォールシステムの納入が完了するまでに、導入するサーバ類やソフトウェアに関する公開されたセキュリティホール対策を完了していること。
- ② 導入するサーバ類においては、システムに必要なプログラム等のサービスを削除又は停止させること。システムに必要なサービスであってもインターネットへ公開する必要のないサービスについては、フィルタリングによりインターネットへの公開を制限すること。
- ③ 導入するサーバ類を利用する者の行動を記録する監査証跡機能（証跡ログ）を提供すること。
- ④ （アプライアンスサーバ、及び動作可能なウィルス対策ソフト等が存在しないサーバを除き）導入するサーバはウィルス対策ソフトで保護すること。ウィルス対策ソフトは、保護対象サーバが提供する機能を阻害しないこと。
- ⑤ 導入するファイアウォール製品は、ISO/IEC 15408に基づいた評価・認証において、評価保証レベル EAL4 以上を受けている製品であることが望ましい。国際承認アレンジメント（CCRA）加盟国による認証でも構わない。【任意】

(4) セキュリティ運用プロセス

導入するサーバ類やソフトウェアにおいては、導入後も、適切な修正プログラムや脆弱性対策技術情報、不具合情報が適時に提供されること。

3 稼働環境に係る要件

上記「2 ファイアウォールシステムの要件」に記述されている要件を満たすシステムを、IPAが指定する環境（IPA内サーバールーム、東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階を予定）に構築すること。

3.1 設置条件

- (1) 導入する機器類は、ラックマウント型であること。
- (2) 導入する機器類を別途IPAが用意するEIA規格に準拠する19インチサーバラックへ設置するための、レール、留め金具等の必要部材も請負者が用意すること。

- (3) 導入する機器は、周波数 50Hz、AC100V 又は 200V の電源で動作すること。また、IPA 側で用意する必要のある電源の仕様（コンセントの形状、個数、電圧、アンペア数等）を IPA に提示すること。
- (4) 導入する機器類について、省エネルギー・省電力の対応が図られていることが望ましい。【任意】

3.2 ネットワーク条件

- (1) インターネットへのアクセス回線 2 本と非常用回線 1 本を集約したアクティブ・アクティブ方式の冗長化構成のファイアウォールサーバを導入すること。なお、アクセス回線 2 本はそれぞれ異なる IP アドレス帯を扱っており、アクセス回線の冗長化を意図した構成にはなっていない。
- (2) 通信ログの蓄積用やファイアウォールシステム管理用として、ファイアウォールサーバとは別にサーバを用意する場合は、これらのサーバは内部サーバセグメントに設置する予定である。この場合、IPA では内部サーバセグメント用の LAN ポートを 1 ポート用意する予定であり、複数ポートが必要な場合、スイッチングハブ等の機材を含むこと。
- (3) 導入する機器間や既存のネットワーク機器との接続に用いるネットワークケーブル（最長 10M）等は、請負者が用意すること。

4 設計書の作成に係る要件

上記「2 ファイアウォールシステムの要件」及び「3 稼働環境に係る要件」に記述されている要件を満たす機能の構築に向けた、基本項目／詳細項目等を記載した設計書を作成すること。
なお、設計で必要となる既存システムの情報は、契約締結後、申請に基づき提供する。

5 構築に係る要件

上記「4 設計書の作成に係る要件」で作成した設計書に基づいた設定・構築作業を行うこと。

6 機能試験に係る要件

上記「5 構築に係る要件」の作業中又は作業後に、設計書で定義した機能が本番環境において有効であることを実証するための適切な試験を行い、発見された問題について対応し解消すること。

- (1) 機能試験に先立って、試験計画を立案、試験計画書を作成し、IPA 側の承認を得ること。
- (2) 試験計画書に基づき、本番稼働前に試験を実施すること。
- (3) セキュリティ問題に対する十分なテストを行い、安全性（機密性、可用性、完全性）についての確認を行うこと。ファイアウォール機能等で通信が適切に制限されていることについても確認すること。
- (4) 本番稼働環境と同等の利用環境下において、構築したファイアウォールシステムの操作を行い、機能、性能、セキュリティ面を含めて、目的の用途として利用可能な状態が保たれているか、十分な確認作業を行うこと。
- (5) 全ての試験が問題なく終了したことを記録した試験結果報告書を作成し、IPA 側の承認を得ること。

7 セキュリティ設計に係る取りまとめ

「2.2 機能要件（17）不正アクセス検知自動化機能」における検証の一環として、IPA に時限的に導入されている機械学習を採用したセキュリティ製品から検出された情報等を分析し、より効果的なセキュリティ設計について取りまとめた報告書を作成すること。

現行運用業務で活用している SIEM（McAfee Enterprise Security Management）によるセキュリティ対策との比較についても言及すること。

また、IPA が提供する情報以外にも必要に応じて情報収集を行うこと（任意）。

なお、IPA に導入されているセキュリティ製品からの検知情報等の取得は IPA が行う。

以下の観点から、複数の製品及びサービスを対象に情報の取りまとめを行うこと。

- (1) システム構成、対応環境（物理環境、仮想環境、クラウド環境等）及び導入方式
- (2) 環境整備（機器及びソフトウェア等の設置作業から有用なデータが取得できるようになるまでを含む）に係る期間
- (3) 操作性（エージェント及び管理コンソールの視認性等）
- (4) パフォーマンス（通常のコンピュータ使用に与える負荷、ネットワークに与える負荷等）
- (5) 機械学習モデルのパラメータ（学習データ）チューニングや学習時間による評価（検知率、誤検知率の推移等）
- (6) 攻撃性の判定や影響範囲の特定までにかかる時間及びアラート情報の視認性
- (7) 自動遮断制御等の防御技術との連携制御（機能の有無及び実効性のある導入に係る工数）
- (8) 製品自体のセキュリティ仕様（クラウドサーバへの通信方式等）
- (9) 運用体制（必要となる要員のスキル等）及び運用工数
- (10) サポート体制（製品提供者によるサポートの内容等）

報告書の構成は以下を想定している。取りまとめ作業の過程においてその必要性が認められた場合にのみ IPA と協議し、構成の再構築を行う。ただし、当初目的を満たす内容であること。

報告書は、「4 設計書の作成に係る要件」に係る事項として以下の④を除く項目を 2017 年 6 月 30 日までに IPA へ提出し、必要に応じて設計書に反映すること。

また報告書の品質確保のため、中立な機械学習及びセキュリティに係る有識者による査読を受けること。

- ① 目的及び前提条件等の整理
- ② 基本情報の整理（システム構成、対応環境、導入方式及び費用）
- ③ 機能特性の整理
- ④ 検知等性能に係る評価結果
- ⑤ IPA（行政機関）での導入を前提とした場合の促進・阻害要因
- ⑥ IPA での運用業務における効果的な活用方法（セキュリティ設計）

8 作業及び作業環境等に係る要件

8.1 作業環境等

- (1) 構築、機能試験等に係る作業については、請負者が用意する場所にて実施すること。ただし本番環境で実施する必要のある作業（本番環境に依存する機能試験等）については、IPA で用意する本番環境で行わなくてはならない。
- (2) 構築、機能試験等に必要な機器や必要部材類は、請負者が用意すること。なお、IPA の環境で使用するノート PC（Windows）については IPA 側で用意できる場合があるため、IPA 担当者と協議すること。
- (3) 構築、機能試験等に使用する機器類については、ウィルス対策、セキュリティホール対策等、十分なセキュリティ対策が実施されていること。

8.2 移行・導入作業

- (1) 本番稼働環境への移行は、請負者が行うこと。ただし既存の IPA インフラネットワークシステムに発生する設定変更等については、請負者が具体的な作業内容の提示を含む技術サポートを行い、IPA のシステム管理者等が作業を実施する。
- (2) 既存システムの通常業務運用に可能な限り支障を来さないよう配慮した上で、移行・導入作業に関する計画を十分な時間的余裕を持って立案し、IPA 側の承認を得てから作業を行うこと。なお、IPA サービスの停止を伴う作業については、原則休日作業となる。
- (3) サーバ類を、IPA が指定する環境に設置すること。稼働環境については「3 稼働環境に係る要件」も参照のこと。
- (4) 移行作業を複数の段階に分けて行う場合も含め、それぞれの移行作業後の初稼働日は、移行作業担当者が立会を行うこと。

8.3 運用のためのマニュアル・教育

- (1) システム管理者が、「2 ファイアウォールシステムの要件」に記載した要件を実現する機能を用いて、1.3(2)項に記載したような運用業務を行うための、日本語によるマニュアルを提供すること。メーカーから提供されるマニュアルを参照する形でも構わない。
- (2) システム管理者に対し、本調達にて導入する製品及びサービスに関する操作、運用及び保守のための教育を、マニュアルを用いて実施すること。

9 保守要件

- (1) 納入物件の瑕疵に対して納入後 1 年間無償補修ができる体制を用意すること。
- (2) 納入物件について、1 年間の保守サポートを提供すること。
- (3) 構成するハードウェア及びソフトウェアに関するメーカーの保守サポート残存期間が 5 年以上であること。
- (4) 納入したハードウェア及びソフトウェアに関する技術的な問合せ等を受け付ける保守窓口は、平日 9 時から 17 時の時間帯を含む受付と応答相当のサービスを提供すること。また、日本語によるコミュニケーションが可能なこと。
- (5) 納入したハードウェアに関する修理等の保守サポートとして、原則 365 日 24 時間での受付と、受付から当日 4 時間以内でのオンサイト保守相当のサービスを提供すること。なお、SSL-VPN 機能を別途、専用の製品配置とする場合における SSL-VPN 製品の保守サポートは、平日 9 時から 17 時の時間帯を含む受付と、受付から当日 4 時間以内でのオンサイト保守相当のサービスが含まれていることを必須とする。
- (6) 納入物件に係る問題（導入時に使用していない機能や、メーカーが保守サポートの範囲で提供するバージョンアッププログラム等を含む）で、マニュアル等により判別がつかない事象が発生した場合に、IPA のシステム管理者が速やかに対応し事象を解決することができるレベルの保守サービスを提供すること。
- (7) IPA の秘密情報が含まれるハードディスクやテープメディア等の記憶媒体を IPA から持ち出す場合は、記憶媒体に保存されている機密データを完全に消去すること。
- (8) 納入物件に関して公開された修正プログラム等の適用作業を IPA が実施するにあたり、事前の IPA からの問い合わせに対して、修正プログラム等がファイアウォールシステムのサービスに支障をきたすかどうかについての関連情報を提供すること。

10 リプレース及び移行業務のプロジェクト体制に係る要件

10.1 プロジェクトの体制等

- (1) 請負者は、企業、民間団体、官公庁等のネットワークに提案のファイアウォールサーバ製品（異なる型番や古いバージョンでも構わない）を構築、導入した実績を有し、本プロジェクト遂行を確実とする履行体制（支援体制を含む）を確保していること。
- (2) 各プロジェクト要員の役割及び責任を明確にすること。本プロジェクトについて十分な知識を有するものが責任ある立場でプロジェクトにあたること。
- (3) 本プロジェクトに従事する者は、日本語での会話及び読み書きが可能で、IPA 役職員と十分な意思疎通が図れること。

10.2 プロジェクト管理等

- (1) 全ての納品、設定及び移行作業が、2017 年 8 月 31 日までに完了するよう、プロジェクト計画書を作成しプロジェクト開始から 2 週間以内をめぐり IPA と合意すること。
- (2) IPA と合意したプロジェクト計画書に従って作業を実施すること。
- (3) 本プロジェクトの品質が良好であることを保証するために、意図しない変更が行われないことなどの十分な品質管理を行うこと。
- (4) 懸案事項が発生した場合、管理表を作成し、対策の進捗状況を管理するとともに、その変化について適切に報告すること。
- (5) 必要に応じて懸案事項の管理やミーティング（議事録の作成を含む）等を行い、IPA との作業内容の調整及び報告を行うこと。
- (6) 全ての作業において、IPA が提供した個人情報を含む業務上の情報は細心の注意をもって管

理し、第三者に開示又は漏洩しないこと。当該業務の目的以外に利用しないこと。また、そのために必要な情報セキュリティ対策の措置を講ずること。IPA が提供した資料は、作業完了後、IPA に確実に返却、または抹消したうえで確認書を提出すること。

なお、個人情報の取り扱いの詳細については、「個人情報の取扱に関する特則」の定めに従うこと。

- (7) 情報セキュリティインシデントが発生した場合は、直ちに被害を最小限に食い止めるための対処を実施し、IPA 担当者に報告すること。情報セキュリティ対策の履行が不十分であった場合は、改善について協議を行い、合意した改善策を実施すること。

11 その他の制約事項

納入物件の内容、設計に含まれるファイアウォールシステムの機能及び性能については、請負者が保証すること。

以 上

IV. 入札資料作成要領及び評価手順

「ファイアウォールシステムのリプレイス、移行 及び保守業務」

入札資料作成要領及び評価手順

独立行政法人 情報処理推進機構

目 次

第1章 入札者が提出すべき資料等

- 1.1 入札者が提出すべき資料
- 1.2 留意事項

第2章 提案書の作成要領及び説明

- 2.1 提案書の構成及び記載事項
- 2.2 プロジェクト計画書案の作成方法
- 2.3 提案書様式
- 2.4 留意事項

第3章 添付資料の作成要領

- 3.1 個人情報保護体制についての記入方法
- 3.2 情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書の記入方法

第4章 評価項目一覧の構成と記載要領

第5章 評価手順

- 5.1 落札方式
- 5.2 総合評価点の計算
- 5.3 技術審査
 - 5.3.1 技術審査
 - 5.3.2 評価基準
- 5.4 合否評価
- 5.5 技術点の算出

第1章 入札者が提出すべき資料等

1.1 入札者が提出すべき資料

入札者は、独立行政法人 情報処理推進機構（以下「機構」という。）が提示する資料を受け、下表に示す資料を作成し、機構へ提示する。

[入札者が機構に提示する資料]

資料名称	資料内容
①委任状 ②入札書	詳しくは入札説明書を参照のこと。
③提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。主な項目は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none">・全体方針・ファイアウォールシステムの要件への適合性・稼働環境に係る要件への適合性・セキュリティ設計に係る報告取り纏めに係る要件への適合性・作業及び作業環境等に係る要件への適合性・保守要件への適合性・リプレース及び移行作業のプロジェクト体制に係る要件への適合性
④添付資料	以下の資料を添付すること。 <ul style="list-style-type: none">・「個人情報保護体制について」・「情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書」
⑤補足資料（任意提出）	入札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。補足資料に記載されている内容は、直接評価されて点数が付与されることはない。 例：担当者略歴、会社としての実績、実施条件等
⑥評価項目一覧	V. 評価項目一覧にて提示している、本件に係る提案をどのような観点・基準で評価するかを取りまとめた表。
⑦最新の納税証明書 ⑧資格審査結果通知書の写し ⑨提案書受理票	詳しくは入札説明書を参照のこと。

1.2 留意事項

- ① 提案書について、目次構成は「V. 評価項目一覧」の構成と同一とすること。
- ② 評価項目一覧の提出にあたっては、「提案書該当ページ」欄に該当する提案書のページ番号が記入されていること、「提案書該当項番」欄に該当する提案書の項番が記入されていること、及び「必須要件」欄に記入漏れがないこと。

第2章 提案書の作成要領及び説明

2.1 提案書の構成及び記載事項

次表に、「V. 評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの及び求められる提案要求事項の概要を示す。提案書は、当該「提案書の目次」に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で実現可能な内容を記述すること。なお、目次及び要求事項の詳細は、「V. 評価項目一覧」を参照すること。

[提案書目次]

提案書 目次項番	大項目	提案要求事項の概要説明
1	全体方針	システム構成と根拠、作業スケジュール概要、移行・導入方針
2	ファイアウォールシステムの要件への適合性	環境要件・機能要件を満たすための製品選択根拠、信頼性・事業継続性要件への適合内容 性能要件・情報セキュリティ要件への適合内容（任意）
3	稼働環境に係る要件への適合性	設置条件 省エネ・省電力対応内容（任意）
7	セキュリティ設計に係る報告取り纏めに係る要件への適合性	報告書取りまとめの方針 仮説設定と検証方法（セキュリティ設計への反映）
9	保守要件への適合性	保守サービス窓口の内容
10	リプレース及び移行業務のプロジェクト体制に係る要件への適合性	プロジェクト体制及びプロジェクト管理の内容

2.2 提案書様式

- ① 提案書及び評価項目一覧はA4判にて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。なお、提案書本編は30ページ（片面印刷時）を上限にまとめること。
- ② 提案書については、電子媒体に保存された電子ファイルの提出を求める。その際のファイル形式は、原則として、Microsoft Office形式、Open Office形式またはPDF形式のいずれかとする（これに抛りがたい場合は、機構まで申し出ること）。記録媒体は、CDまたはDVDとする。

2.3 留意事項

- ① 提案書作成に当たって、「1.2 留意事項 ①」に注意する。
- ② 機構から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ③ 提案書进行评估する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。

- ④ 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）補足資料として提出する。
- ⑤ 入札者は、提案内容について具体的に提案書本文に記載すること。より具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、提案書本文との対応付けをした上で補足資料として提出することは可能であるが、その際、提案要求事項を満たしているかどうか提案書本文により判断されることに留意すること。例えば、提案書本文に「補足資料〇〇参照」とだけ記載しているものは、提案書に具体的提案内容が記載されていないという評価となる。
- ⑥ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと機構が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。
- ⑦ 提案書、その他の書類は、本入札における総合評価落札方式（加算方式）の技術点評価にだけ使用する。ただし、落札者の提案書は契約書に添付する。

第3章 添付資料の作成要領

3.1 個人情報保護体制についての記入方法

【様式-A】を用いて作成してください。

「ご回答者連絡先」を記入し、設問に回答（はい、いいえのいずれかに「○」を付してください。）の上、必要事項の追加記入をお願い致します（※余白を縦横に伸縮してご記入ください）。

なお、本様式は、個人情報の取扱いに関して御社が講じている保護措置について確認することを目的としております。従いまして、設問は応募資格を定めているものではなく、回答の内容により直ちに失格となるということはありません。但し、プロジェクト計画の妥当性評価に用いる場合があります。

3.2 情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書の記入方法

本件の担当部署を含む組織体を対象として、情報セキュリティ対策ベンチマーク（<http://www.ipa.go.jp/security/benchmark/index.html>）を実施いただき、その結果をご報告いただきます。【様式-B】に従い作成してください。

なお、本様式は、御社における情報セキュリティに対する取組について確認することを目的としております。従いまして、設問は応募資格を定めているものではなく、回答の内容により直ちに失格となるということはありません。但し、プロジェクト計画の妥当性評価に用いる場合があります。

第4章 評価項目一覧の構成と記載要領

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。「提案書ページ番号」及び「遵守確認欄」については、【入札者が記載する欄】として記載要領を示している。

[評価項目一覧の構成と概要]

項目欄名		概要説明
提案書の目次		評価項目一覧の提案書の目次。提案書の構成は、評価項目一覧の構成と同一であること。
評価項目		評価の観点。
評価区分	遵守確認事項	本件を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る内容の提案は求めず、当該項目についてこれを遵守する旨を記述する。
	提案要求事項 (必須)	必ず提案すべき事項。これら事項については、入札者が提出した提案書について、各提案要求項目の審査基準に従い評価し、それに応じた得点配分の定義に従い採点する。 基礎点に満たない提案は、不合格とする。
	提案要求事項 (任意)	必ずしも提案する必要はない事項。これら事項については、入札者が提案書に記載している場合にのみ、各提案要求項目の審査基準に従い評価し、それに応じた得点配分の定義に従い採点する。また、当該項目への提案内容により不合格となることはない。
提案書ページ番号		【入札者が記載する欄】 作成した提案書における該当ページ番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は、本欄に記載されたページを各提案要求事項に係る提案記述の開始ページとして採点を行う。 プロジェクト計画書案については、別紙における該当ページ番号を記載すること。
遵守確認欄		【入札者が記載する欄】 評価区分が「遵守確認事項」の場合に、入札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合（実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む）には×を記載する。
配点構成及び審査基準		評価区分が「提案要求事項（必須）」または「提案要求事項（任意）」の評価項目に対して、どのような基準で採点するかを示している。

第5章 評価手順

5.1 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「5.2① 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 「V. 評価項目一覧」の遵守確認事項及び評価区分の必須項目を全て満たしていること。

5.2 総合評価点の計算

①総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

$$\text{技術点} = \text{基礎点} + \text{加点}$$

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

※価格点は小数点第2位以下を切り捨てとする。

②得点配分

技術点190点

価格点190点

5.3 技術審査

5.3.1 技術審査

「V. 評価項目一覧」で示す評価項目、評価基準、配点構成に基づき技術審査を行う。

5.3.2 評価基準

各評価項目には、下表の評価指標に則った評価基準が具体的に設定されている。この評価基準に基づき、審査員は合議制により各評価項目の評価ランクを決定する。評価項目によっては、一部の評価ランクを適用しないことが予め決められている場合がある。例えば、任意の提案要求事項については、提案がないことにより不合格としないため、ランクDは適用しない。

評価 ランク	評価指標
S	通常の想定を超える卓越した提案内容であるなど。
A	通常想定される提案として、優位性のある内容である。
B	通常想定される提案としては妥当な提案であると認められる。
C	最低限の記述があると認められる。
D	内容が要件に対して不十分である、明らかに提案要求事項を満たさない、他の提案内容との間に看過できない矛盾がある、遵守確認事項との矛盾がある、あるいは記載がない。(不合格)

5.4 合否評価

評価ランクDが設定されている評価項目について、評価ランクがDとなった場合には、不合格となる。従って、一つでも要件を満たしていないと評価した場合は、その提案は不合格となる。

5.5 技術点の算出

ランクD（不合格）の評価が無い提案について、全ての評価項目における得点を合計し、これを技術点とする。

【様式-A】

個人情報保護体制について

本様式は、個人情報の取扱いに関して御社が講じている保護措置について確認することを目的としております。お手数ですが、最初に「ご回答者連絡先」を記入し、以下の設問に回答（はい、いいえのいずれかを○で囲みください。）の上、必要事項の追加記入をお願い致します。

余白を縦横に伸縮してご記入ください。

ご回答者連絡先

組 織 名	
部 署 名	
氏 名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

Q 1. 個人情報保護に係るプライバシーポリシー・規程・マニュアルはございますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に名称、作成年月日、作成の参考にした業界ガイドライン（名称・作成機関名）を記入してください。

【個人情報保護に関するプライバシーポリシー・規程・マニュアル】

Q 2. 個人情報保護に係る組織内体制はありますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に担当部門、役職名、役割、担当業務範囲を記入してください。

【個人情報保護に係る組織内体制】

Q 3. 個人情報を取扱う従事者（派遣職員、アルバイトを含む）への教育・研修を実施しておりますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に実施部門、開催時期・年間回数、対象者、使用テキストを記入してください。

【個人情報保護に係る従事者への教育・研修体制】

Q 4. 個人情報保護に係る監査規程はありますか。

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

以下に監査規程（名称、制定年月日）を記入してください。また、すでに監査の実績がある場合は、直近の監査実施日を記入してください。

【個人情報保護に係る監査規程・直近の監査実施日】

Q 5. 情報処理システムの安全対策はありますか。

え 】

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入してください。

【情報処理システムの安全対策】

「いいえ」と回答した設問に対して、このたびのIPAからの個人情報を取扱う業務を実施する上でご検討されている保護措置の案があれば以下にご記入ください。形式は自由です。余白を縦横に伸縮してご記入ください。

【今回の個人情報を取扱う業務でご検討されている保護措置案】

Q 6. 認定団体からプライバシーマークを付与されておりますか。

え 】

【 は い ・ いいえ 】

「は い」を○で囲んだ方は、以下の事項を記入（上書き）してください。

認定番号：○○○○○○○○

有効期間：○○○○年○○月○○日 ～ ○○○○年○○月○○日

【様式－B】

平成 年 月 日

[法人名]

[責任者役職・氏名]

情報セキュリティ対策ベンチマーク確認書

情報セキュリティ対策ベンチマークを実施し、下記の評価結果に相違ないことを確認します。

記

1. 確認日時

平成 年 月 日 【実際に確認を行った日時】

2. 確認対象

【情報セキュリティ対策ベンチマークの確認を行った範囲について記載
(例、本件業務を請け負われる部署を含む組織体等の名称)】

3. 情報セキュリティ対策ベンチマーク実施責任者

【情報セキュリティ対策ベンチマークによる確認を実施した者。】

4. 確認結果

全項目に係る平均値：

なお、ベンチマーク実施出力結果を別紙として添付します。

V. 評価項目一覧

(別紙 評価項目一覧参照)